青森市民病院の地域医療支援病院に係る共同利用に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、青森市民病院(以下「市民病院」という。)が地域医療支援病院として実施する共同利用に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 市民病院が二次保健医療圏青森地域の医療従事者に施設・機器を開放し、 それらを共同利用することにより、診療や研修の機会を提供し、地域の医療機 関とさらなる連携の下に住民に良質な医療を提供すること及び地域の医療従事 者の資質の向上を図ることを目的とする。

(共同利用制度)

- 第3条 次に定める三類型の共同利用制度により運営する。
 - 一 紹介患者診療型共同利用
 - 二 医療機器利用型共同利用
 - 三 研修参加型共同利用

(利用医師等登録制度)

第4条 第3条第1項第1号及び第2号に定める共同利用制度については、事前 に医療機関及び医師の登録を必要とする。

(各制度の要領等)

第5条 第3条に定める共同利用制度及び第4条に定める登録医制度の実施にあたっては、別に定める。

(報酬等)

第6条 目的に鑑み、別に定めるものを除いて、登録医に対する報酬等は支給しない。

(事故)

第7条 別途協議の上、対応する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は院長が別に定める。

(附則)

この要項は、平成24年6月21日から実施する。